

【協議事項】

No.23 予算・決算にかかる審議方法の見直しについて	委員長提案
-----------------------------	-------

【提案趣旨】

新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年2月定例会で実施した予算特別委員会に係る以下の取り組みについて、審議効率化の観点等から、今後も継続して実施してはどうか。

【本会議】

- 1 予算・決算特別委員会における委員長報告のうち、審査の経過に係る部分を「文書」による議場配付とする。

<文書による議場配付とすることの効果>

- ・ 各委員の質疑応答をより多く盛り込むことができるようになり、審査の経過を従前より詳細に報告することができた；。
- ・ 委員長の読み上げを省略したことにより、50分～70分程度の会議時間の短縮につながった。
- ・ 会議録に配付資料（報告書）の形式で掲載されたことにより、従前より閲覧しやすくなった。

【予算・決算特別委員会（分科会）】

- 2 局別審査における執行部（所管局）の議案説明を、10分程度で行うよう求める。（変更前の議案説明時間は、30分～45分）
- 3 局別審査における執行部（所管局）の出席者を、原則、課長職以上とするよう求める。

<見直しによる効果>

- ・ 執行部に、要点を絞った議案説明を求めることにより、約30分の会議時間の短縮につながった。
- ・ 新しい生活様式の実践として、3密を回避する取り組みを進めることができた。